

# 伊方町農業支援センターだより

*Farmer's Communication Magazine For IKATA Member's*

## 三崎地区

### アルバイト事業

～農家の応援団が全国各地から来町～

三崎地区では昨年に引き続き繁忙期の労働力を補うため、アルバイト事業を実施しています。昨年は1月からの実施でしたが、12月の要望も多く今年度は真穴・川上舌田のアルバイトから早く作業が終了した方を対象に募集しました。求人数に対して応募が少なかったこともあります。12月20日からの作業となりました。1月4日には三崎共選においてアルバイトと受入農家との対面式を行い、また、1月18日には同じく三崎共選にて交流会も行われました。

求人が最も多い3月について、まだアルバイトが不足しているため今後も募集を継続していきます。アルバイトは収穫時期で非常に忙しい時の農家の力強い応援団です。全国各地から多くの方に来ていただき、伊方町の良さを少しでも知って帰っていただければと思います。

月 別	農家戸数	求 人 数	実 績
12月	14戸	8人	5人
1月	19戸	9人	9人
2月	17戸	6人	7人
3月	23戸	14人	7人

アルバイト求人状況（2、3月は予定）



対面式

## — CONTENTS —

1. 三崎地区アルバイト事業
2. 温州・中晩柑の価格推移
3. 新・農業人フェア（西宇和みかん支援隊）
4. 地域おこし協力隊活動報告
5. 活躍する農業団体「シトラスファミリー」
6. 鳥獣被害対策研修報告
7. 労働力確保・地域全体での就農バックアップ
8. 農業委員会からのお知らせ

伊方町イメージキャラクター  
**サザンディー**



No.26

企画発行 / 伊方町地域担い手育成総合支援協議会（伊方町農業支援センター内）  
〒796-0301 西宇和郡伊方町湊浦 1993-2  
JAにしうわ伊方支店 営農管理センター内  
TEL (0894) 38-0311 FAX (0894) 38-1063

◆瀬戸・三崎地域の受付窓口◆  
瀬戸支所地域住民室 TEL(0894) 52-0111  
三崎支所地域住民室 TEL(0894) 54-1111

# かんきつ価格好調！

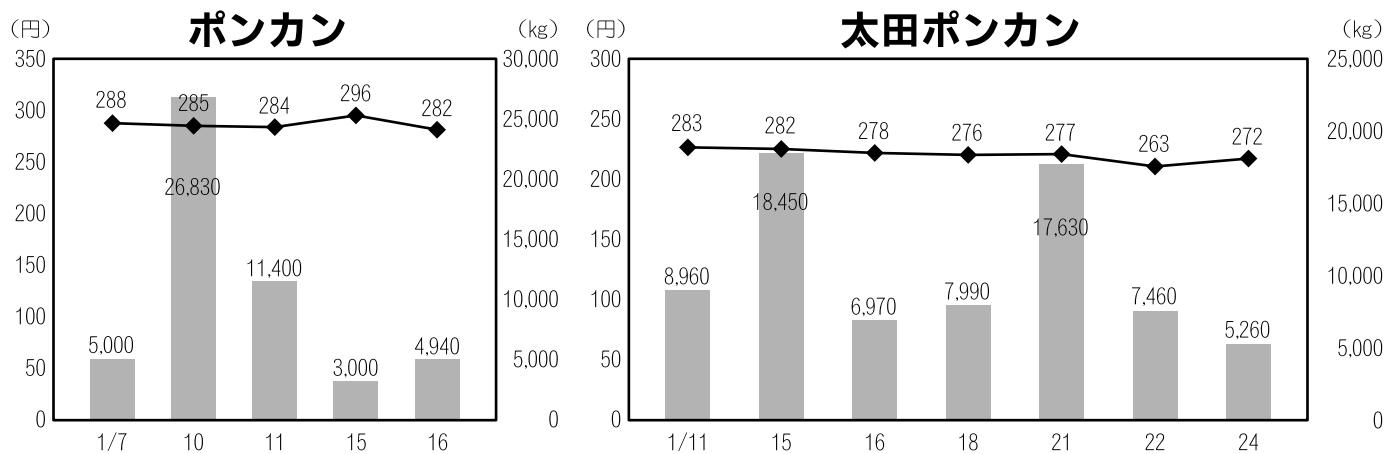
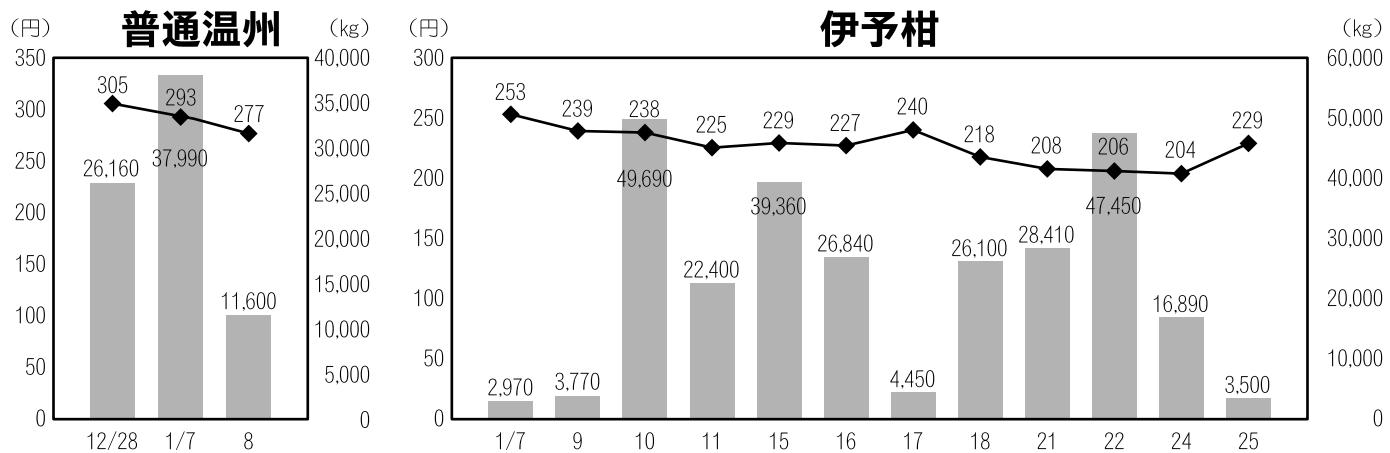
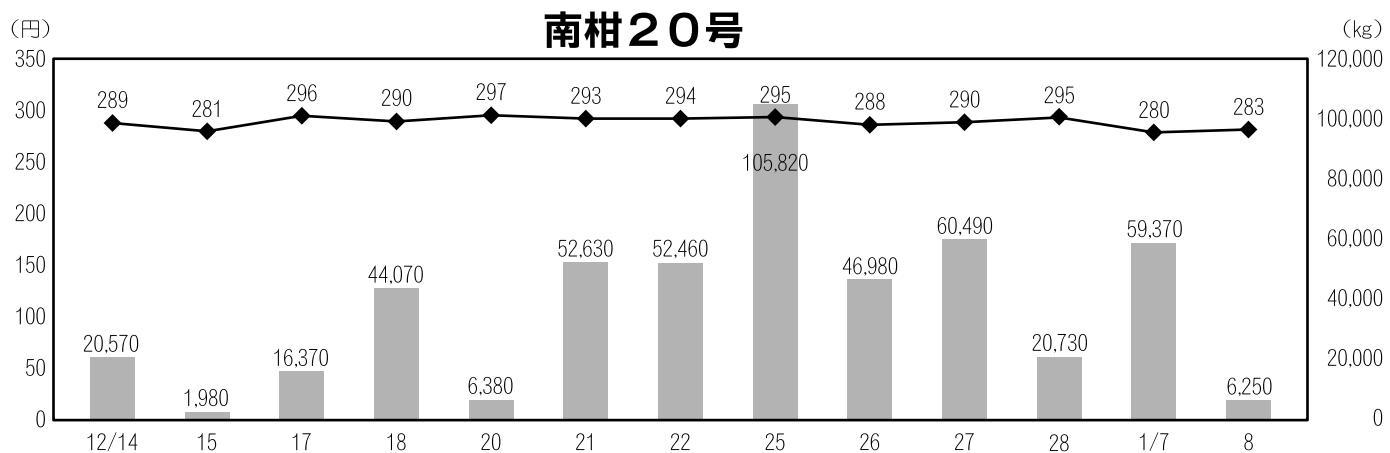
この各表は、南柑20号・普通温州・伊予柑・太田ポンカンの伊方共選の各取引市場(12月中旬～1月下旬)での10k(秀・優・良・良々)の平均相場と出荷量を示したものです。

平均単価は、昨年度には及びませんが早生同様好調に推移をしていると思われます。

出荷量に関しましても、表年と言う事もありましたがクラッキング・樹上腐敗等により前年の約1.3倍程となっております。

## 平均相場と出荷量

◆ 平均相場(円)  
■ 出荷量(kg)



## ～ 担い手確保へ向けて ～

# 新・農業人フェア参加 西宇和みかん支援隊

平成31年1月26日、東京池袋で開催された今年度最後の新・農業人フェアに西宇和みかん支援隊で参加しました。新・農業人フェアは、農業に興味がある方、これから農業に一步踏み出そうという方、仕事として農業を考えている方など様々な方が気軽に情報を得られるイベントです。西宇和みかん支援隊では、こうしたフェアに参加し柑橘栽培に興味がある方や、これから農業を始めたい方に、西宇和の柑橘栽培を紹介し、収穫体験や研修の情報を提供することで、一人でも多くの方に西宇和地域で就農してもらえるよう活動しています。

今回のフェアでは7組(11名)の方がブースに来られ、就農相談を行いました。今回相談に来られた方は20代、30代の方が多く、また職種も様々でした。中には川上地区で3期アルバイター参加経験があり、就農を決意された方もいらっしゃいました。どの方も研修制度、地域の説明等を熱心に聞いていただき、体験・アルバイターへの参加を提案しました。

こうした活動により毎年、数名の方が1ターンで西宇和地域に来られ農業研修を行うようになっており、そのまま就農される方も増えてきました。西宇和地域の産地を守っていくため、これからも担い手確保に努めていきたいと思います。



真剣に話を聞く参加者



おおくぼ、農業女子はじめました。

地域おこし協力隊として伊方町に来てから、早くも1年が経とうとしています。一年間を振り返ると、たくさんの方との出会いがありました。協力隊としてだけではなく、すっかり伊方町民ね！と言われることも増え、嬉しく思っています。

柑橘園での作業は平地ではなく斜面を歩いたりと、農家さんの体力に驚きました。暑い時間除いても、夏場の外での作業では何度も熱疲労を感じました。

伊方町内のお母様とも活動をさせてもらいました。特産品講座でマーマレードを作ったり、郷土料理の伝承ということで小学生と調理実習をしたり！伊方町の文化を知ることもできました。瀬戸農業公園のリニューアルイベントでは、100人前を超える鯛めしや豚汁を難なく作ってしまう、お母様たちがかっこよかったです。

今年度は狩猟免許を取得し、地域のみなさんとイノシシ対策にも取り組みました。イノシシの生態や行動を知り、捕獲だけではなく有効な防護についても対策をしました。

移住希望の方のために東京・大阪で開催されている移住フェアにも参加し、伊方町のPRもしました。自分自身の移住の経緯を話すことで、移住してくれる人が増えればと思います。

2019年に入り、私のように移住をしたい！農業振興の協力隊に興味がある！という広島出身の方が伊方町の体験ツアーに来てくださいました。今回は、デコポンの収穫を体験してもらいました。柑橘の収穫は初めてということで、「果物は野菜とは違って特別感がある」と楽しそうに収穫されていました。

伊方町に移住し、農業だけでなく、いろんな経験をさせてもらいました。引き続き、たくさんの経験を積み、成長していくたいと思いますのでどうぞよろしくお願ひいたします(^^♪



農業公園リニューアル



ポスターにもなりました



真夏の摘果作業



移住体験ツアーの様子

# 活躍する 農業団体

## シトラス ファミリー

シトラスファミリーは伊方町三崎地域の家族経営協定締結農家、25家族で組織しています。年間の活動を通して協定農家や家族間の親睦を深めたり、より良い家族農業経営を目指し視察研修や学習を行っています。

今年度の活動としては、10月17日に県農林水産研究所果樹研究センターにて、視察研修を行いました。研究センター内の圃場見学を行い色々な品種について説明を聞きました。また、新品種の動向について職員の方からお話を伺うことができ自らの農業経営に活かす良い機会となりました。

また、12月11日には町内の優良園地の見学を行う予定でしたが、雨天のため県八幡浜支局地域農業育成室より「かんきつ害虫の生態と防除対策」をテーマとして、講演を行っていただき学習会を行いました。会員のみなさんも害虫を寄せ付けないため防除には力を入れており、発生した場合の対策や生態について真剣に耳を傾けていました。研修会終了後には忘年会を開催し、会員相互の親睦を深めました。



圃場見学：紅まどんな



圃場見学：甘平



かんきつ害虫の生態と防除対策

# 鳥獣害被害対策 地域リーダー育成研修



1月28日広島県安芸高田市にて、鳥獣害被害対策 地域リーダー育成研修が開かれました。広島県、島根県、鳥取県、佐賀県などの市町村職員30名ほどが参加し、「イノシシを中心とした野生鳥獣から農作物を守る」という講義と、現地での電気柵の設置についての研修がありました。捕獲の前に、正しい防御をすることで、農業を守り、加害獣を増やさないアプローチにつながります。

## □ 環境整備のポイント

- ・収穫されない果物
- ・不要物（傷物）の捨て場
- ・管理されていない  
(伐採されていない) 耕作放棄地

イノシシにとっては工サ場になります。  
園地の近くにこのような場所はありませんか?  
整備をするだけでも  
予防につながります。

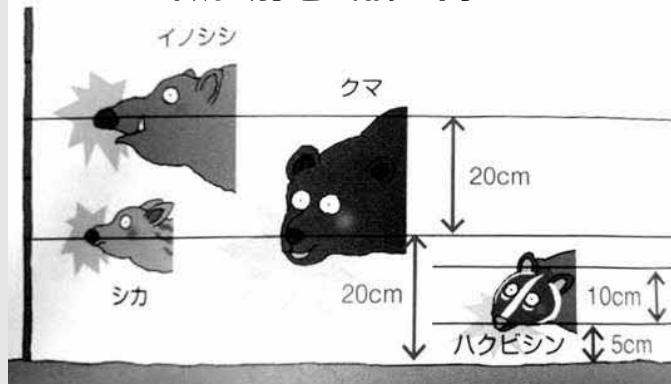


## □ 電気柵のポイント

- ・鳥獣の鼻の高さに電線を張りましょう。
- ・イノシシの場合は20cmと40cmに2段張りが有効。30cm以上の隙間があるとくぐり抜けようとする傾向があります。

★収穫が終わったからといって、電気柵の電気だけを切っておくのも、よくありません。電気が流れていらない状態の柵に慣れてしまい、電線のくぐり方を学習されると電気の流れている時の柵の効果もなくなります。

### 獣種別電気柵の高さ



## □ 忌避効果による鳥獣撃退グッズの防除効果について

野生鳥獣が忌避するものとして、音、匂い、見慣れない物など、警戒心を抱かせるものが挙げられますが、慣れるにつれて徐々に効果を失います。こうした忌避効果を狙ったものについてはネットやワイヤーメッシュ柵、電気柵などによる防除に加えて、プラスアルファの対策程度に考えておきましょう。

# 地域ぐるみで収穫労働力を確保し、移住就農(1ターン)につなげましょう！

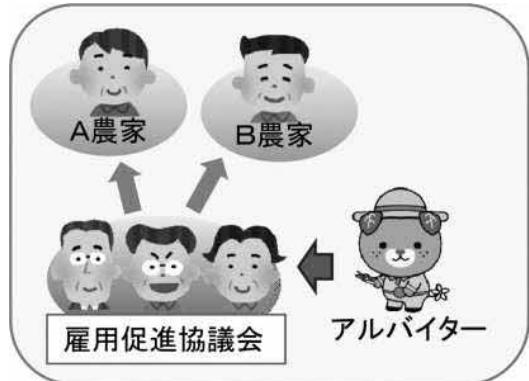
## 地域で共同して雇用労働力を確保 <雇用促進協議会>

かんきつ農業は、収穫期に限られた期間内で大量の果実を収穫して出荷する必要がありますが、近年では、農家の高齢化と同様、手伝いに来る作業者も高齢化が進み、これまでの作業者に来てもらえないようになりました、代わりの作業者も見つかりにくくなっています。

このことに早くから危機感を覚えた真穴地区では、平成6年に「真穴みかんの里雇用促進協議会」を組織し、東京や大阪など全国からアルバイトを募集する活動を開始しました。単に労働力としてアルバイトに来てもらうだけでは人間関係も生まれないということから、真穴地区では農家へのホームステイを原則とし、今年度受入れたアルバイト260人のうち約半数がリピーターです。

現在、真穴地区のほか、川上・舌田地区、日の丸地区、三崎地区で雇用促進協議会が設立されています。

三崎共選の運営委員が中心となって設立した「三崎雇用促進協議会」では、今年度、12~3月の期間に28人のアルバイトを確保し、73戸の収穫作業を賄う予定です。



## 地域全体で就農をバックアップ <担い手支援チーム>

アルバイトの中には、毎年リピーターとしてやってくる人や、その地域に移住して就農を希望する人もいます。

移住就農の場合、地域の信頼を得て人間関係を構築しないと住宅や園地を取得することさえ難しいですし、就農後も長続きしません。1人の農家が移住就農希望者を受け入れるのではなく、共選の運営委員や集落の代表者等を含めた地域の支援チームとして受け入れ、最初から地域全体でバックアップしていくことが大切です。

現在、川上、三崎、真穴、宮内、八協、大江、蔵貫地区で担い手支援チームが設立されています。

大江地区では、宮農組合のメンバーが支援チームとして、大久保さん夫妻の移住就農をサポートしています。



J Aにしうわ、県八幡浜支局、八幡浜市、伊方町、西予市、及び3市町の農業委員会で組織する「西宇和みかん支援隊」では、収穫時期に全国からアルバイトを募集し、その中から将来の担い手が多数誕生できるように、地域の受け入れ体制の構築や就農希望者への就農準備研修をお手伝いしています。

## 農業委員会からのお知らせ

# 農地は農地法などで固く守られています。

農地は、食料を生み出す大事な役割を持っていますので、たとえ自分の土地であろうと自由に売ったり買ったり、駐車場にしたりは出来ないこととなっています。

### 農地の売買や貸借には許可が必要です。(農地法第3条)

農地を耕作の目的で売買や贈与などで所有権を移転し、または賃借権、使用賃借権その他の権利を設定するときは、定められた手続により、農業委員会の許可が必要です。

農地を取得するには許可要件を定めており、要件をすべて満たさなければ許可されません。主な要件は、次のとおりです。

- 申請農地を含めて、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すると認められること。
- 法人の場合は、農業生産法人であること。
- 申請者または申請者の世帯員等が常時農作業に従事(原則年間150日以上)すると認められること。
- 申請農地を含めて、耕作する農地の合計面積が下記の面積以上となること。  
伊方地域及び三崎地域 …… 30a  
瀬戸地域 ……………… 40a
- 申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと。

### 農地法3条の許可を要しない貸借

農業経営の規模拡大のため、農地の所有権の移転、賃借権の設定などをする場合は、農地法ではなく農業経営基盤強化促進法に規定により権利の移動をすることができます。受け手農家は一定の要件を満たしている必要がありますが、農地法の権利移動に比べて政策的なメリットが多い制度です。この制度により農地の権利移動をする場合は、農業経営基盤強化促進法に基づく申請書を町に提出し、町の農用地利用集積計画の策定を受ける必要があります。

### 相続などで農地を取得したとき

相続や時効取得、法人合併などで農地の権利を取得した場合は、農地が所在する農業委員会への届出が必要です。

### 農地を転用するときは許可が必要です。(農地法第4条・第5条)

農地を宅地・工場用地・駐車場・山林など、農地以外の用途に転換する場合を農地の転用といいます。農地を一時的な資材置場・作業員仮宿舎・砂利採取場などにする場合にも、農地の転用になります。

たとえ自分の土地でも、農地を転用する場合は許可が必要です。自分名義の農地を自分が転用する場合は4条申請、他人名義の農地を買ってあるいは借りるなどして転用する場合は5条申請が必要となり、農業委員会を経て県知事の許可を受けなければなりません。また、登記地目が農地以外でも耕作の用に供されている土地も農地とみなされます。

許可を受けずに農地を転用することは農地法違反となり、工事の中止や原状回復命令がなされる場合があり、罰則の適用もあります。

なお、農業振興地域内の農用地区域に指定されている場合は、転用申請前に農用地区域からの除外が必要となります。

### 問い合わせ先

伊方町農業委員会  
事務局

☎38-2658

